

記紀歌垣の歌順をめぐって

著者	西宮 一民
雑誌名	國文學
巻	13
ページ	1-10
発行年	1955-02-20
URL	http://hdl.handle.net/10112/6956

記紀歌垣の歌順をめぐつて

西宮一民

一
記紀歌垣の歌は、両書ではかなりの差があるので、その意味で従来屢々問題になつた。加ふるに、是等の歌謡自体が晦

波難解であるために、注釈をはじめとして歌順の問題に於いても、はかばかしき結論が得られなかつた。本稿は、諸注及び諸論考をふまへ、それらのあきたりなさを攻へ、而して由つて来る所の記紀歌謡理解の根本的態度を明かにしようとするものである。

説明の便宜上、岩波文庫の訓詁に依つて左に記す事にする。

〔顯宗記〕

故天の下治しめさむとせし間、平群臣の祖、名は志毘の臣、歌垣に立ちて、その袁那の命の婚さむとする美人の手を取れり。その嬖子は、菟田首等が女、名は大魚といへり、かれ袁那の命も歌垣に立たしき。ここに志毘の臣歌ひしく、

大宮の 彼つ 踵手 隔傾けり。(106)

かく歌ひて、その歌の末を乞ふ時に、袁那の命歌ひたまひしく、

大匠 拙劣みこそ 隔傾けれ。(107)

かれ志毘の臣、また歌ひしく、

記紀歌垣の歌順をめぐつて

大君の 心を寛み 臣の子の 八重の柴垣 入り立たずあり。(108)
ここに王子また歌ひたまひしく、

潮瀬の 波折を見れば 遊び来る 鮪が 鮪手に 妻立てり見ゆ。

(109) かれ志毘の臣、愈怒りて歌ひしく、

大君の 王の柴垣 八節結り 結り廻し 載れむ柴垣 焼けむ柴垣。(110)

ここに王子また歌ひたまひしく、

大魚よし 鮪衝く海人よ 其が荒れば 心恋しけむ 鮪衝く鮪。

(111) かく歌ひて、闕ひ明して、散けましぬ。

〔武烈紀〕

十一年八月、篋計の天皇 崩り給ひき。大臣平群真鳥の臣、專國

の政を擅にして、日本に王たらむと欲ひ、陽りて太子の為に宮を

営み、了へてはやがて 自居り、事に触りて驕慢り、都べて臣の節

無かりき。ここに太子物部麁火の大連の女影媛を聘さむと思欲し、

媒人を遣りて、影媛が宅に向はしめ、会はむことを期らせ給ひき。

影媛、曾に真鳥の大臣の男鮪に奸けつ。と云ふ。此をばしび 太子の期ら

すに違はむことを恐りて、報へ奉らく、「妾、望むらくは、海柘榴
 市の巷に待ち奉らむ」と申しき。中略。果に期りし所に之かして、
 歌場の衆に立たして（歌場、此をばう）影媛が袖を執りて、躑躅徒容ひ
 給ひき。俄にして鮪の臣来りて、太子と影媛との間を排（は）ちて立ち
 き。是に由りて、太子、影媛の袖を放ち、移廻り向き給ひ、前み立
 ちて、直に鮪に當りて歌よみし給ひしく、

潮瀬の波折を見れば 遊び来る 鮪が 鮪手に 躑立てり見ゆ。

一本瀬瀬を水門に易ふ

鮪、答へ歌ひしく、

臣の子の 八重や唐垣 許せとや 御子。 (88°)

太子、歌よみし給ひしく、

大太刀を 垂れ佩き立ちて 抜かずとも 末は足しても 遇はむ
 とぞ思ふ。 (89°)

鮪の臣、答へ歌ひしく、

大君の八重の組垣 懸かめども 汝を有ましじみ 懸かぬ組垣。

太子、歌よみし給ひしく、

臣の子の 八符の柴垣 下動み 地震が震り来ば 破れむ柴垣
一本に八符の柴垣を八重唐垣に易へたり。 (91°)

太子、影媛に歌を贈り給ひしく、

琴頭に 来居る影媛 玉ならば 我が欲る玉の 眞珠。 (92°)

鮪の臣、影媛の為に答へ歌ひしく、

大君の 御帯の倭文織 結び垂れ 誰やし人も 相思はなくに。

(93°)

二

右両伝に対する従来の諸注及び諸論考の採つた態度を、「歌
 順」の面から大別すると次の二つになる。

(一)は「不変組」とも称すべきもので、記紀両書記載の儘の
 順序で解しようとしたものである。(二)は「改竄組」とも称す
 べきもので、歌句或は作者を改竄し且つ歌順を變更したもの
 である。

(一)に属するものには、契沖の厚顔抄・真淵の古事記（日本
 紀）和歌略註・真竜の古事記謡歌註・久老の日本紀解槻乃落
 葉・松岡静雄の紀記論究（外篇）古代歌謡（下）（記の所伝の部）小島憲之
 氏の書紀述作の一面（雲林二）を始めとする諸論文などがある。
 ところで、久老以前の諸注にあつては、歌順に対する意識を
 もつていたわけではなく、唯単に記載順に注して行つたとい
 ふ程のものである。その点、紀記論究では、解釈の如何によ
 つては、記載通りでも意味が通ると主張したのは、一応反省
 の過程を経たものとして注目される。更に小島憲之氏は、記
 紀作の根本精神とその技法を深く追究せられた結果、記紀歌
 謡に對しては「歌謡其儘と歌謡離れ」の二つの態度をもつて
 臨むべきだとする卓見を示されたのであるが、目下の歌謡に
 於いては、究極の所「歌謡其儘」の立場を採られてゐる。

それに対して(二)に属するものは、宣長の古事記伝・守部の

稷威言別・植松安の記紀の歌の新釈・次田潤の古事記新講・
太田水穂の記紀歌集講義・松岡静雄の紀記論究 外篇 古代歌謡
(下) 紀の所在の部・高木市之助氏の歌垣(古文芸の論) (岩波書店刊) 等である
が、それらの各々の歌順には夫々異同がある。

左に歌順・作者一覧を掲げるが、歌謡は岩波文庫の歌謡番号(○印は書紀歌謡番号を示す)を以て替へ、作者名たる顯宗天皇乃至武烈天皇を「王」、志毘臣を「シ」の略号で示し、特に作者名を改めてゐる場合は()で包む事にする。既に原典の歌順は示した如くであるが右の規格に合はせて書き改めよう。

原典……………
 106 シ 王シ 王
 107 王シ 王
 108 王シ 王
 109 王シ 王
 110 王シ 王
 111 王シ 王
 87° 王シ 王
 88° 王シ 王
 89° 王シ 王
 90° 王シ 王
 91° 王シ 王
 92° 王シ 王
 93° 王シ 王

以下諸注。

(1) 宣長……………
 109 王シ 王
 106 王シ 王
 107 王シ 王
 88° 王シ 王
 108(王) 王シ 王
 89° 王シ 王
 90° 王シ 王
 110 王シ 王
 111 王シ 王
 92° 王シ 王
 93° 王シ 王

(2) 守部……………
 87° 王 王
 109 王シ 王
 111(シ) 王シ 王
 89° 王シ 王
 106 王シ 王
 107 王シ 王
 90°(王) 王シ 王
 88° 王シ 王
 108(王) 王シ 王
 110 王シ 王
 91° 王シ 王
 92° 王シ 王
 93° 王シ 王

(3) 植松…………… 同右。

(4) 次田……………
 109 王シ 王
 111(シ) 王シ 王
 106 王シ 王
 107 王シ 王
 108(王) 王シ 王
 110 王シ 王

記紀歌垣の歌順をめぐつて

(5) 太田…………… (2) (3)に同じ。

(6) 松岡……………
 88° シ 王シ 王
 89° 王シ 王
 90° 王シ 王
 91° 王シ 王
 92° 王シ 王
 93°() 王シ 王
 87°() 王シ 王
 () を省略)

(7) 高木……………
 110 シ 王
 91° 王

右諸説何れも、作者を改竄したり、歌順を變更したり、或は記紀両歌謡の奔放なる組合はせを行つたりしてゐるのである。これらは結局「謎ナゾの趣オモシロき穩ユルならず」(宣長)といふ見地から発するものと言へよう。但し(7)は特異な見地から試みられた想定で、その様な取組が「説話から解放された或原型的な段階」とみる限りその妥当性は考へられもするが、私は後述の如き立場から別に見解をもつてゐるのでそれに譲りたい。さて問題は()の立場を生んだ解釈方法にあるのであつて、作者改竄説を集中せしめた108・111・90°がその対象に浮び上つて来る。

三

108に於いては、宣長の如く、「志毘が哥としては、伊理多々受阿里と云詞、おだやかならず、此ノ詞の勢イキと、必ズ王の詠たまへるさまなり」とて、

吾ユ今イマ入イリ立タタむと思はゞ、汝キミたとひ八重の柴垣ヤチカキを結ユヒヒめて防マぐと

も、易く破りて入り立ッべけれども、吾心寛やかなれば、しばらく宥めて、入り立ッずてあるぞ

と解するのが普通であつた。然しこれは極めて主観的な判断に過ぎない。

私は「大君の」が、王自身の発言として可能であるか、且つ古事記掲載の俣で解釈出来ぬかといふ反省をしたいと思ふ。

記紀歌謡に現れた「大君」の用例を見るに、29・58・66・67・63・78・105・110・93・102などは明かに天皇或は皇族に対する称呼として用ゐてゐるのであつて、天皇自らの発言ではない。又従来所謂尊大語としての87・70・98・75・99・76・90などの用例は、決して天皇の自称として「大君」を使つた

のではなく、第三者の天皇に対する敬語であつたものである。ではなく、第三者の天皇に対する敬語であつたものである。

(上代歌謡の本質とつ)例へば、99(雄略天皇作)と76(舍人)との類歌に見られる作者の問題の如きもので、舍人が天皇に対して

「わが大王」と述べてゐるのが本来の作者名の在り方なのであつて、古事記の作者名は少くとも本来のものではないのである。かくして今の108でも「大君の」を王自らの発言と見る事は不可能であつて、原典所載の志昆臣たる作者名が正しいのである。この意味で何ら作者を改竄するには及ばぬし又さうする事は誤でもある。

然らば、その場合の解釈は如何であらうか。論究では「ゆらみ」を「憚り」とし、「八重の柴垣」を「皇宮の垣」とし、

「臣の子の」の「の」を主格の助詞と解する事に依つて作者を改める必要はないとする。而して、

皇居の一隅の傾を直すことは大匠(宰臣)の任であるが、皇子の御心の中を憚つて八重の柴垣を踏越さぬのである。

と解してゐる。前半の解は如何にも「憚る」と解するための説明訳としか思はれず無理であらう。「ゆらみ」は寧ろ「緩漫」の意ととるべきである。たゞ「の」の処置は正しいと思ふ。

領格の「の」と考へる事も出来るが、小島氏の論の如く、「臣の子」と「御子」(88)、「大君」と「臣の子」(108)との対

比から考へられねばならぬ問題(前掲論文)であつて、主格の助詞と考へるべきである。念のため拙解を掲げる。

大君の心がのんびりしてゐるので、臣の子は八重の柴垣に入り立たないであるのだ。

「憚る」と解し得るとすれば、それはもはや「歌謡離れ」の世界に他ならない。高木市之助氏の如く、歌垣の歌謡に「鬪」の文芸性を見出すならば、少くとも「大君の心」の廻転の「緩漫さ」を揶揄し、強ひて「皇居に押しかける迄もない」と構へる段になるであらう。勿論「八重の柴垣」の影像是「大魚」といふ美女である。

111に於いては、守部は、

かゝる時に臨みて、大魚よしなど、志昆美賞給ふべきにあらざるものをや。

と述べ、結句を「志毘都久阿麻余」と改め、作者を志毘臣に改めて、

我を鮪と詔へるか、その鮪突海人よ、太子を指ス鮪ノ臣が、如此妻をなり持てあれば、さはいへ、うら恋しからん、鮪突海人よ、これ見よやと、矜るなり。

と解した。「大魚よし」を「美賞」と考へるのは「吉」と解する所から来たもので、「あをによし」などの「よし」と共に一応「よ」「し」に還元されねばならない。而して、「鮪衝海人よ」の「よ」も、「太子に向ひて云詞なり」とは限らない。更に結句改変説は、二句五句の反覆型式にあてはめようとしたものであるが、諸本異同はない。かくして守部説は多大の弱点をもつ。

それに対し、宣長は、作者不変であるが、本文の「爾王子亦歌曰」を「こは志毘ノ臣と贈答し賜へるに非ず、別に嬖子に贈り賜へる御哥なり」と改変してゐる。その結果、彼の解は複雑を極める事となつた。

鮪ノ魚を捕らむとする海人は、其ノ鮪ノ魚のあたりに、心を掛けて慕ひ依るものなれば、其を此ノ嬖子の、志毘ノ臣に慕ひ依るに譬へ賜ひ、(中略) 斯實阿礼婆云々は、譬へを離れて直に詔へるにて、(中略) 其ノ海人の、鮪魚のあたりに慕ひ依る如く、汝「嬖子」が志毘ノ臣に従ひ依て、吾に疎く放りなば、吾汝を恋しく思はむとなり、(中略) さて、志毘都久志毘、と再と結めたるは、古哥の格にて、此ノ嬖子

記紀歌垣の歌順ををくつて

の、志毘ノ臣に従ひ依れることを、返すく、恨めしく慍く所思せる御心見えたり。

更に遡つて、厚顔抄に至ると、

鮪ヲ海人の衝如ク汝ヲ誅セハ、今コソ君臣ノ礼ヲ乱テ悪ケレトモ恋シク思召出ル事モアラムゾナルベシ。

と解してゐるが、意とする所不明瞭である。再び論究に降ると、

鮪つく海人よ。其(鮪)が荒れると浦が恋しくなるだらう。

とある。之らによつて、従来の諸注が、先づ「しがあれば」と「しびつくしび」を解しあぐんでゐる事が分るであらう。特に前者の解如何によつて後者が決まると言つてよいもので、大別すると、「し」は「王」「鮪」「嬖子」の三通りの受け方を示し、「あれば」は「有れば」と「荒れば」との二通りの解釈が可能である。

結論を言へば、「しがあれば」は「しが無ければ」(80°)の表現に比して考へ合はされるもので、「しが有れば」と解すべきであり、「し」は「海人」(記紀歌謡新解)を受けるものと見るべきである。即ち通釈を施せば、

鮪を突く海人よ。その海人(私)が居るので、(嬖子は私を)恋しく思ふのであらう。それ、鮪を突くぞ、鮪を。

となる。すれば、作者も歌句も変更せずに解し得るといふことにならう。

90°に於いても、守部は作者を王の歌に交へ、第四句を「儻鳴阿摩之咩彌」と改め、

王の宮の傾るをも直し、八重組垣をも編ば編改むべけれど、汝に其垣を編しめんとして、さしおくなり。されば其ノ嬢子も、吾を取り囲まばかこむべきぞ、汝が方から奉らしめんとして、しばらく許しおくなり、とそへさせ給ふ也。

と解してゐる。作者は別問題としても、かゝる誤字説出現の背後には語意不明がある事は言ふ迄もないが、寧ろ第四句の訓法を能くしなかつた所に原因があると思はれる。流布本の「阿摩之彌弭」は、凶書寮本・北野本によつて、「阿摩之耳彌」と訓すべきもので、その意味で、契沖の「阿摩之耳彌」宣長の「阿摩之弭彌」は徒勞であつた。訓詁は武田祐吉博士の「汝を有ましじみ」に従ふべきものであらう。而して「汝を」の「を」を感動の助詞と考へるのは正しからうと思ふ。相磯貞三氏の「新解」の口訳、

太子様の、幾重にも繞らした組垣、それを編みお作りになるでせうけれども、貴方が、入れて置くべき方を持つて居らないでせうからお作りにならない組垣です。

は従来の諸注に比して一応落着きを感じられるものである。してみると、従来問題になつた三首に於いて、作者をも又歌句をも改める事なしに、解釈が立派に成立するといふ事を証し得たと思ふ。それならば、既掲の如き諸注の歌順(改

竄組の)に對して、新たに歌順が生み出されるかも知れない。

四

茲て私は私なりに現代意識に基く合理的な判断で、歌の配列を行つてみようと思ふ。前の型式に準じて記すと、

- | | | | |
|-----|----|----|----|
| 109 | 王シ | 王シ | 王シ |
| 106 | 王シ | 王シ | 王シ |
| 108 | 王シ | 王シ | 王シ |
| 111 | 王シ | 王シ | 王シ |
| 110 | 王シ | 王シ | 王シ |
| 87° | 王シ | 王シ | 王シ |
| 88° | 王シ | 王シ | 王シ |
| 89° | 王シ | 王シ | 王シ |
| 90° | 王シ | 王シ | 王シ |
| 91° | 王シ | 王シ | 王シ |
| 92° | 王シ | 王シ | 王シ |
| 93° | 王シ | 王シ | 王シ |

となる。前項で述べた如く、作者・歌句の交更はしてないが、古事記の歌順だけを改めてみたのである。次にその合理的だとする理由を説明しよう。

109を最初に置くのは、げに宣長の言ふ様に「其上なる哥を受たる意を言もなく、継ぎの趣き穩ならず」に発するとは言へ、歌垣に立つた時の王の、「鮪が鰯手に妻立てり見ゆ」といふ事実の確認より始まると考へて極く自然であると考へるからである。然る時は勿論王からの挑戦といふ事になるが、果して、論究の如く「皇子から先に挑まれたものと解することとは困難である」であらうか。かゝる見解は、所謂善玉悪玉思想に基くもので、主観に過ぎない。書紀に87°の王の歌からの挑戦になつてゐるのも、あながち偶然ではないのである。次に106が来るといふ事は、109の「鰯手」に對する「彼方つ

檐端^{はたで}」で、言葉のやりとりとしての妙味はあるから素直に首肯^{うけがた}ける。

次の107は、内容上の論理的な駁論として、而も106の「隅傾けり」を受けるものとして「隅傾けり」が考へられる。

次の108は、既述の如き解釈に従へば、作者は志毘臣であつて、王に対する揶揄嘲弄的な口吻として受取れ、内容的な接続としては、共に住居からの聯想によるもので決して唐突なものではない。

次の111は、王の攻撃の主題を焦点に向けて、端的に決意を示したものと見る事が出来よう。「おふをよし」「突く」「うら恋し」などの語が在来の言葉のかけあひから脱却して、新しい内容に転じた事を示してゐる。

最後の110は、志毘臣の作であつて、「柴垣」にのみ注目すれば、108に直結するものゝ如くであるが、守部の言ふ様に、

いへばいふほど、太子に云滅^{イヒクダ}けるまゝに、弥^{イヒイカ}怒りていらてども、其ノ性愚かなりけん、歌の案狭くて、又垣の事いひいでたるが、心おくれせるよしにて、愈怒^{イヒイカ}の字はそへたるなり。

とみれば111に対する110であつても一向差支へなからうし、内容的にみて、宣長の如く、

王^{ミコトノミコ}仮^カ後に此^{コノ}嬖^ヒ子^シを得て、如何^{イカ}に堅く守り防ぎて領じ給ふとも、吾^ユレさて縦^ユしおかめや、易^{ヤス}く取り返してむものを。

記紀歌垣の歌順をめぐつて

といふ寓意のものとみれば、111に容易に続き得るであらう。かくして、私案は解釈如何によつて従来の諸説よりもより合理的に配列し得たかと思ふ。例へば、宣長の歌順から書紀の歌語を除くと、

王^シ王^王(王^シ)王^シ王^シ
109 106 107 108 110 111

となつて、作者の交互性が失はれて了ふ。この作者の交互性といふ事は重要な事であつて、王と志毘との問答の型式をもつ「かけあひ」なのであるから、交互性がなくなればそれだけ「かけあひ」としての妙味も又意義は失はれて了ふのである。私案はその面も十分考慮してゐるつもりである。書紀の歌順に就いては、現存の俣で矛盾を来たす事もないから歌順の問題は起らないと思ふ。

然し、高木市之助氏は、書紀歌語の組合はせを考へられた結果、第五歌(太子)、即ち91の歌は現状では孤立した形になつてゐるが、謂はゞ之が本歌なのであつて、それに対するものが、実は古事記、志毘臣の110の歌なのであつて、110と91との組合はせが歌垣の歌としての本来の姿であらうと述べられた。勿論氏は、(一)の立場に立つて、「記と紀の境界をも撤廃して」居られるのである。詮じつめれば「一聯の歌垣の歌に於ける謂はば一断面」として右の組合はせが想定されるかも

知れない。然しそこ迄假想する前に、類歌として、「おほきみのみこ」と「おみのこ」を交替せしめたに過ぎぬとすれば些細な不安が伴はないでもない。

五

以上は、私のもつてゐる合理的判断に基く歌順決定であつて、高木氏の如く記紀の境を撤廃はしなかつたけれど、言ふ迄もなく(二)の立場に立つたものであつた。然し斯く言ふ合理性なるものは、少くとも現代人の意識する合理性なのであつて、それがそのまゝ記紀時代の合理性と重なり合ふものであるかどうかは極めて重要な問題であると思ふ。

第二項で述べた改竄組の歌順決定意識は少くとも彼らの生存した時代(江戸期以降)に於ける合理的判断であるに他ならない。而もその合理性なるものは不変のものでなければならぬ筈のものであるにも拘らず、彼らと私との間に於いてさへも歌順を始めとして他のあらゆる面で、かなりの或は若干の推移があるのである。この様な合理性を反省する時、想ひを記紀時代に馳せるならば慄然たらざるを得ないのである。

茲に於いて、我々は、虚心に、記紀編者の、資料をそれぞれ取捨選択して一聯のものを述作して行つたといふ、その「意識」に戻らねばならぬと思ふ。何故ならば、現存の如き記紀両書のあり方を示す以前に、既にそこには彼ら編者の述作

意識が存在してゐた事を認めないわけには行かぬからである。

我々はやゝもすると記紀歌謡と地の文との間に現代の合理性に基く接続関係を求めがちである。亦それは当然求められねばならぬ。然しそれだからと言つて、正誤の価値判断に置き換へるのは既に次元を異にする事で記紀述作の精神とはおよそ遠くかけ離れたものである。我々の究極の、正しい記紀歌謡の把握は、やはり、現代の理性を、再び、背後に押し遣つて、それらがあるがまゝの姿で見に行く事に依つて得られると思ふ。言ふ迄もなく徒らに、改竄する事は當らないのである。

かくして再び、現存の歌順に従つて、それらの歌謡を考へる必要に迫られるのである。

古事記の歌順は確かに問答歌の内容的必然性といふ点に於いては納得の行きかねるものをもつてゐた事は事実である。と同時に、この様な歌順が、記編者の合理性を示すものだと考へる事も亦誤りである。何故ならば、書紀の歌順に於いては我々の合理性に照し合はせてもさまで離りのあるものではない事をみても明かであらう。

では何故古事記の歌順にのみ不合理性が感じられるのであらうか。答は別に設けられねばならない。それは恐らく、彼らの歌順配列の意識は、二人の間に於ける、内容上の問答に

よる展開にあつたのではなく、単に反射的な言葉のやりとりによる交互の問答といふ型式上の興味があつたに過ぎないと考へられるのである。私は次の様な場合を想像する。例へば、勸進帳に於ける弁慶と富樫の二人の問答の様な場合であるが、謂はゞ劇に於ける登場人物の交互の科白の授与といつた場を考へれば、古事記述作者の興味のあるかを納得する事も出来ようかと思ふ。

それに対して、書紀の歌順は内容上の展開に重点を置いたために、我々には奇異に感じられずに済んだのであらうと思ふ。つまり、観賞者の重点の置き方如何によつて改竄組の種々が出現したものと言へよう。

六

私は、以上の操作過程から導き出される或物は極めて重要な事柄ではないかと考へてゐる。即ち、記紀歌謡——特に今の例は歌垣の歌謡に關したものに過ぎないが——の解釈並びに鑑賞に當つて、如何に多くの人々が種々様々に考へて来たかといふ事実である。勿論私も一たびは(二)の立場から歌順に對し拙案を示した以上、それらの人々の仲間に入らざるを得ないが、諸説紛紛として、尚各自が自説の成立の必然性を説くなどは、極めて奇異な現象であると思ふ。

そこで、何故この様な諸説が氾濫したかを考へてみるに、

記紀歌垣の歌順をめぐる

内容上の矛盾や不合理であるといふ理由以上に、注釈者自身の創作意識がさうさせたのだと思ふ。若しも原典に忠実ならば、恐らく歌順の変更や歌句の改竄などといふ事はしなかつたであらう。特に歌句の改竄などは明らかに注釈者の獨創性にかゝるものであつて、記紀編者の与り知らぬ事である。そして、意味が不分明の場合は、益々創作の翼が自由に拡げられたのであつた。

これは極めて重要な事である。注釈者にとつては、記紀歌謡といふものは、各々独立した一箇の資料(謂はゞ創作の材料)でしかなかつた事になる。即ち、注釈者は、記紀歌謡といふ資料をふまへて、改めて自ら記紀歌謡乃至本文の編者となつて述作のやり直しをした事になるのである。その時の彼らの脳裡には、記紀歌謡は古事記とか書紀とかいふ書物の中に於いてのみ存在するものであるといふ考へは全く除かれてゐるのである。だからこそ、あの様な奔放な改竄作業が行はれたのであつた。その結果が何れも創作の範圍を越えなかつたのは、既に見た如く、記紀編者の精神と技術をわきまへなかつた結果、全く述作意図に合致してなかつた事を想へばよい。

記紀歌謡そのものは、既成の創作自体であつて、学問のために新たに創作さるべき資料では決してない。従つて、改竄組の採つた創作的態度は、結果として、学としての価値を失はねばならない。

然し反面、彼ら諸注のとつた創作的態度は、学としての価

値から外れても、それが為に却つて、私に、記紀歌謡述作者の創作性の一面を大きく浮び上らせてくれる。何故ならば、一資料に対して斯くも多くの諸説が氾濫すると言う事實は、恰も、記紀両書完成前に山積したであらう資料と、記紀述作者との關係を髣髴させてくれる事にもなるからである。彼らが、如何なる歌順で、如何なる解釈で、如何なる体裁で述作し表現して行つたかといふ過程を想起する機会を与へてくれる訳である。記紀両書の体裁も精神もあの様に変つたのは、彼ら述作者の意識の反映であつて、少くとも我々の創作意識の反映では決してないのである。唯我々は、現に置かれた姿に於いて、その背後にひそむ彼らの述作表現意識を一鍼づつ掌り下げて行く事によつてのみ、彼らの創作過程を真に理解する事が可能になると考へる。

かゝる観点に立つ時、この歌順に対して私が最後に採つた態度は素直に認められるであらう。狭く歌謡の問題に限つてみても、歌謡と地の文との結びつきを考へるに當つて直ちに当面するのが以上の件である。従来の如く、無批判に受取る態度、逆に独立歌として考へようとのみする態度に対して、小島憲之氏の言はれる「歌謡其俛と歌謡離れ」の二つの態度を同時にたねばならぬことである。而して究極の判断の基準はやはり、記紀両書の中に存する歌謡といふ全体的立場からする観点に他ならぬと信ずる。(一九五四・一・三〇加筆稿)

— 帝塚山学院短期大学講師 —

(一六頁よりつゞく)

ら、右のような句解は甚だ困難なものとなるう。

芭蕉も文案については増減さまざまの苦心をしているわけであるが、ことに圧縮して含蓄味を深めようとする態度には、今日の私達が普通に考える以上に大胆な処があつたようである。句の推敲過程についてはよく指摘され論じられているが、文案についてはその例が多くないと思ひ、今この二種をあげて、芭蕉解釈上に何かの参考になり得れば幸せと思ひ、こんなものを書かせていたゞいたわけである。

— 明治大学教授 —

関西大学教授 吉永 登著

萬葉—その異伝發生をめぐつて

定価 金四〇〇円

吹田市千里山関西大学文学部内

萬葉学会 刊